

賃貸借契約書(案)

京都府立図書館を甲とし、
を乙として、甲乙両当事者は次のとおり
賃貸借契約を締結する。

(契約物件)

第1条 乙は、その所有する次の物件を甲に賃貸するものとする。

物件の表示 5台

(用途)

第2条 甲は、賃貸物件を利用者向け複写サービス業務の課金装置として京都府立図書館
において使用する。

(賃貸借期間及び設置場所)

第3条 賃貸借の期間は、令和2年3月1日から令和5年2月28日までとする。

2 設置場所は京都市左京区岡崎成勝寺町 京都府立図書館2階閲覧室1台、地下1階複
写室4台とする。

(賃借料)

第4条 賃借料は、月額 円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

2 賃貸借期間に1月未満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額と
する。

3 前条に定める賃貸借期間において、法令の改正、経済状況の著しい変動その他やむを
得ない理由により、第1項の賃借料を改定する必要があるときは、甲乙協議してそ
の額を定めるものとする。

(賃借料の支払)

第5条 乙は、前条の賃借料を、翌月末日までに書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払を
する日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.7パーセントを乗じて計算した
遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし約定期間内に支払をしないことが
天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間
に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定より計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関
する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額
とする。

(売却等の制限)

第6条 乙は、甲の承諾を得ないで契約物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、契約物件に、質権その他形式のいかんを問わず、甲の契約物件の完全な使用を
阻害する権利等を一切設定してはならない。

(形状等の変更)

第7条 甲は、契約物件の形状等を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

(転貸等の禁止)

第8条 甲は、乙の承諾を得ないで、賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(物件の移転)

第9条 甲は、契約物件を第3条第2項の設置場所から移転する場合は、あらかじめ乙に通知しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(談合等による解除)

第10条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令、第 62 条第 1 項の規定による納付命令又は第 64 条第 1 項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

第 1 1 条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第 10 条の規定によりこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。

（損害賠償の予定）

第 1 1 条の 2 乙は、第 10 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸借期間の満了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第 1 1 条の 3 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能（以下 本条において「履行不能等」という。）となったときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、履行不能等となったときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（相殺予約）

第 1 1 条の 4 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(立入権及び秘密の保持)

第 1 2 条 乙は、その関係者を契約物件の据え付け、保守、調整、修理等のために、物件の設置場所に立ち入らせることができる。この場合において、その関係者は必ず身分を証明する証票を携行しなければならない。

2 乙は、前項の立ち入りによって得た甲の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に使用してはならない。

(技術の指導)

第 1 3 条 乙は、甲に契約物件の操作に関する技術指導を行うものとする。

(物件の保全管理)

第 1 4 条 甲は、善良な管理者の注意をもって、契約物件を保全管理するものとする。

2 乙は、甲の故意又は重大な過失によって契約物件に損害を受けたときは、甲にその損害を請求することができる。

(物件の変更)

第 1 5 条 契約物件の取替、又は契約物件の一部の追加若しくは取替等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

2 甲は、契約物件に他の機械器具を取り付けるときは、乙の承諾を得るものとし、これに要する費用は甲が負担するものとする。

(保険)

第 1 6 条 乙は乙の名義で物件に動産総合保険を付し、その保険料は乙の負担とする。

2 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、保険金受け取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に交付しなければならない。

3 甲は保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(関係法令の遵守)

第 1 7 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 1 8 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙丙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和2年 月 日

甲 京都府立図書館
館長 丸川 修

乙 住 所

氏 名